特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
18	子どもの医療費の助成に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽曳野市は、子どもの医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

羽曳野市長

公表日

令和4年9月9日

[平成31年1月 様式2]

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	子どもの医療費の助成に関する事務
②事務の概要	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、子ども医療費助成の受給者資格及び給付に関する事務を行う。
③システムの名称	1. 医療助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名 名
子ども医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第2項 ・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年羽曳野市条例第38号)第 4条第1項 別表第1の4の項 ・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年羽曳野市規則 第70号)第3条 別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(情報提供)なし (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条(利用範囲)第2項 ・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の4の項 ・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条 別表第2の4の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉部保険健康室保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
	_
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市総務部総務課 072-958-1111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市保健福祉部保険健康室保険年金課 072-958-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	14年8月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和]4年8月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価語	<u> </u>			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ)いては、それぞれ <u>፤</u>	重点項目記	呼価書又は全項			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接絲	読しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・決	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監		
9. 従業者に対する教育・日	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	4. ① 実施の有無	未定	実施する	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成28年10月28日	3. ① 法令上の根拠		(情報提供)なし (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第2項 ・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 の4の項 ・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例施行規則 第5条 別表第 3の4の項	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成28年10月28日	5. ② 所属長	保険年金課長 川浦幸次	保険年金課長取扱参事 白樫伸浩	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成28年10月28日	Ⅱ しきい値判断項目	平成27年12月24日	平成28年10月6日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成29年11月17日	3. ① 法令上の根拠	(情報提供)なし (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第2項・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2の4の項・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第5条 別表第3の4の項	(情報提供)なし (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号)第9条(利用範囲)第2項 ・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 の4の項	事後	
平成29年11月17日	Ⅱ しきい値判断項目	平成28年10月6日	平成29年6月30日	事後	
平成31年2月28日	公表日	平成29年11月17日	平成31年2月28日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 3. 法令上の根拠	の提供に関する条例 第4条 別表第1の4の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第2項・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年羽曳野市条例第38号)第4条第1項 別表第1の4の項・羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年羽曳野市規則第70号)第3条 別表第1の4の項	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	I 4. ① 法令上の根拠	なし (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号)第9条(利用範囲)第2項		事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	I 5. ② 所属長の役職名	保険年金課長取扱参事 白樫伸浩	保険年金課長	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目	平成29年6月30日	平成30年12月31日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策		9項目追加		
令和1年10月25日	Ⅱ しきい値判断項目	平成30年12月31日	令和1年8月31日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和1年10月25日	IV リスク対策 8監査	[O] 内部監査	[]内部監査	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和2年9月30日	Ⅱ しきい値判断項目	令和1年8月31日	令和2年8月31日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	Ⅱ しきい値判断項目	令和2年8月31日	令和3年8月20日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため
令和4年9月9日	Ⅱ しきい値判断項目	令和3年8月20日	令和4年8月1日		重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため